西桂町 議会だより

第15号
平成9年1月29日発行

ウォッチ ザ GI·KA·I　　まちづくりは議会から

平成9年1月5日 西桂消防団初出式

平成8年12月定例会

正副議長新年あいさつ	2
議案審議（連合審査会）	2～3
町長所信表明・補正予算解説	4～5
一般質問（牛田議員）	6～7
総務委員会所管事務調査	8
町民のひろば（ふるさと不思議発見）	9
議会のうごき	10

議会を傍聴しましょう

3階の議会事務局で受付していただくと、誰でも傍聴できます。

発行人／西桂町議会議長 石原　滋　編集／西桂町議会広報編集委員会　〒403 山梨県南都留郡西桂町小沼1501　TEL 0555－25－2121

新年明けましておめでとうございます

石原　滋　議長

新年明けましておめどうございます。町民の皆様には、ご家族おそろいで輝かしい希望に満ちた新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。町民の皆様には日頃から町議会に対する暖かいご理解と絶大なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。昨年は前田町長の活

小林隆芳　副議長

町民の皆様、平成9年の新春を迎え、お喜び申し上げます。昨年5月、副議長に就任以来、石原議長を補佐し民主的議会運営を推進し、さらなる町勢発展のため微力ながらお手伝いをし

活西桂の下に、町政の基盤を固めて参りました。ここに新年を迎え西桂町の一段の躍進を期して、議会人として清新の気がみなぎるのを覚えます。

ご承知のとおり現在の社会情勢は21世紀を目前に控え、地方分権・高齢化・少子化が急速に進行しつつあります。住民ニーズの多様化などにより町村の果たすべき役割はますます増えていくことが予想されます。このような時にあたり西桂

てまいりました。

町長が掲げる「活活西桂」重点施策のうち「基盤整備」下水道事業の完成は平成22年を予定し、現在工事が進められています。また柿の木公園建設は山梨県所管事業として3カ年間の建設期間を要し、平成10年に町の中央公園として完成の予定です。西桂分遣所建設については、平成9年11月より

町においても克服すべき多くの課題を抱えており、私ども意思決定機関といたしましては、より豊かな住み良い町づくりを目指して今後さらに創意工夫を重ね、町民の皆様方のご期待に応えるよう決意を新たにしておりますので、どうか本年も相変わらぬご支援ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

終わりに皆様のご多幸とご健勝をお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

消防救急業務の稼働実現をめざして、富士五湖広域行政事務組合において現在進められています。町民が期待している所であります。西桂消防団本部では昨年末に、最新型消防ポンプ車が納車披露されました。

町民の防災意識の高揚を図り、災害の無い平和な平成9年であります様、心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

一般会計第5号補正予算ほか全議案を可決

連合審査会・議案審議

平成8年度一般会計補正予算第5号

問　庁舎内ＯＡ化の事業内容と総予算は。

答　事業期間は約5年を計画し、総事業費概ね1億2～3千万円を予定している。

問　計画では平成11年度に住民情報システム、平成12年度に税業務システムを導入となっているが、住民に関係が深い業務のＯＡ化を先に導入することはできないのか。

答　コンピューターを使いこなせる人材が役場にはほとんどいない。このため平成8年度の試験的導入、平成9年度の全庁への導入、10年度の内部業務のＯＡ化を経て、人材育成をはかり、11年からの本格導入を目指したい。

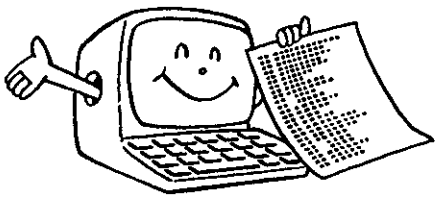

早期導入のため役場職員は努力を

意見　準備期間を設けることは結構であるが、住民サービス向上のため本格導入を早めるよう、役場職員に対し努力を求める。

2階の和室に町長室が移転

問　町長室の2階への移動という計画が持ち上がっているが、いかなる理由があって移動するのか。

町長答　庁舎にＯＡ機器を設置するためと下水道業務の拡大に伴い、1階の事務所確保のため私が2階の和室に移動する。

高尾活弐 議員

永田富幸 議員

滝口憲一 議員

謹賀新年

平成９年

渡辺英一郎 議員

前田巳智男 議員

高尾嘉一 議員

今年も町勢発展のため
議員一同がんばります

牛田　茂 議員

梅原啓一 議員

小山忠男 議員

西桂町総合行政システム化計画

（単年度ごとに導入状況を勘案して計画変更を行う）

平成８年度（役場庁舎内試験的ネットワークの整備）

1、電子メール・電子掲示板・スケジュール管理の試験的運用
2、幹部職員へコンピューター導入、操作徹底・課内指導者の養成

平成９年度（全役場施設内ネットワークの整備）

1、電話回線使用による外部施設との情報網の確立
2、職員への電子メール等の完全導入、操作徹底
3、必要とされる職員へコンピューター導入
（保育所、ＹＬＯ、いきいきセンター、グリーンセンターを含む）

平成１０年度（内部情報システムの導入）

1、総務課、企画課関係、上下水道係等の業務システムの導入
2、直接住民に関係しない係のシステムを導入

平成１１年度

1、住民窓口業務のシステム化（住民票、印鑑証明等）
2、住民情報管理（保健衛生・住民福祉業務等）のシステム化

平成１２年度

1、戸籍事務、町内土地の地図情報のシステム化
2、役場独自の課税業務のシステム化

なお当初、下水道業務は今年度購入した別館に事務所を設置する予定であったが、工事関係者が出入りする係であるので、業務の透明性を確保するために、他の課と同一のフロアーで事務を取らせたい。

このため別館には会議室を設け、町民に利用していただけるよう計画している。一連の庁舎改修は平成９年度に事業化したい。

意見　町長室は、町内外を問わず住民代表者が町長にお会いする際に利用する、大切な執務室である。町民の代表者が執務するにふさわしい部屋となるよう、配慮していただきたい。

9年度に活・活西桂建設施策は
住民ニーズに対応し見直しを行う

消防ポンプ自動車の購入・水道新水源は三ツ峠へ

前田町長所信表明

12月定例会

町内の粉によるそば会（みつとうげそばの会）

国においては国民の不信をかう事件が発生し、公務員に対する綱紀粛正を求める対応がなされています。私も他山の石として、役場職員には綱紀粛正を促したところであります。

町内の防犯灯設置工事について

桂コミュニティー周辺及び駅前周辺から郵便局付近までの間に65機の防犯灯と取り替え設置するもので、平成9年2月中旬までには設置できる予定です。

また、防犯灯の町内全体へ設置についても、関係機関のご理解のもと早めの対応を考えております。

富士五湖消防本部西桂分遣所について

富士五湖広域行政事務組合において平成8年11月に造成工事の発注を行ったところであり、平成9年2月中旬までに造成工事を終了する予定です。その後、施設の建設に入り、西桂分遣所の稼働は、平成9年11月の予定です。

新型消防ポンプ自動車の配備

西桂町消防団本部に配備する消防ポンプ自動車については、消防委員をはじめとする関係者の意見をお聞きする中で、中間検査を経て、平成8年12月末納車予定です。（納車された）

三ツ峠周辺整備事業

本計画案は、都市住民と地域住民との交流の場としてレクリエーション施設の充実を図る一方、観光資源の開発という二面性の目的を持たせ、その整備を図っていくものとします。

柿の木公園の建設

山梨県の所管事業として平成8年度から平成10年度の3ヶ年間の事業予定ですが、今年度事業として公園内の荒造成等の工事を発注したとのことであります。

町の中央公園としての位置付けの視点からより良い公園造りのため気がついた点は、どんどん県に申し入れていく考えであります。

なお、柿の木公園への上町地区からの進入路の確保

消防ポンプ自動車かぎ渡し式（左：新型車、右：廃車された2号車）

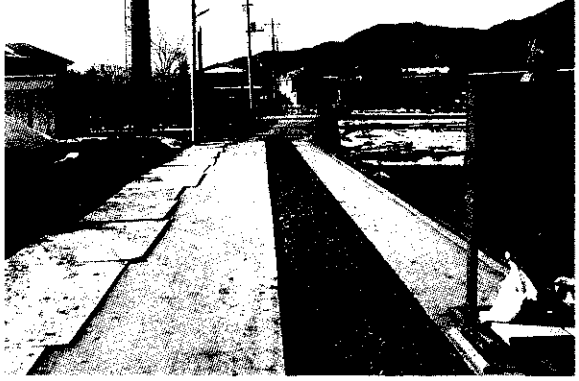

下水道工事中の柿園地区第４処理分区

水道水源地として期待される憩いの森付近

おもな補正予算

役場システム化５カ年計画初年度 １千８００万円を計上

会計名	補正額	予算総額
一般会計第５号補正	４千１８９万３千円	１８億８千５１４万６千円
○庁舎内システム化推進	１千８００万０千円	
詳細については３ページを参照		
○緊急を要する公共工事	２千５０２万２千円	
上町池の頭農道の改良工事、倉見峰岸白山線側溝改修工事、下暮地農地災害復旧工事		
国民健康保険第１号補正	３３４万７千円	２億８千９４９万３千円
○国庫支出金の返還	２６１万５千円	
平成７年度の医療費が安定していたため国の負担金が超過交付となり、国に返還するため		
簡易水道第１号補正	６４万６千円	６千４８８万９千円
○水道滅菌用液体塩素購入費	２２万４千円	
大腸菌Ｏ－１５７対策のため、県の指導により多めに使用する事により、飲料水の安心供給を図るため		
グリーンセンター第１号補正	１万８千円	３千７２９万３千円
○パンフレット印刷、宿泊棟の整備	７０万０千円	
施設利用者に便宜をはかるため、利用者を増やすための宣伝活動		

として、桂川左岸の河川管理道に環境を考慮した防護柵を設置し、安全対策を施してまいります。

商工業の活性化

町では補助金というかたちで支援を行っています。今後も各種団体と連携を取り振興を図ってまいります。また付加価値商品の開発として、草木染め、地味噌作り、そば作りなどといったことに挑戦している団体などもあり、今後の成果を更に期待しております。

下水道の整備

平成８年11月に柿園地区の第４処理分区のうちの一部について工事に着工いたしました。下水道事業供用開始においては、町の会計の維持や加入者の負担金のあり方などいくつかの検討課題がありますので、審議会等を設置し、ご意見を拝聴する中で運営方法を検討してまいります。

水源地整備事業

将来に向けての上水道経営認可のため、新水源を求めて三ツ峠山麓に井戸を掘って良質で十分な供給量の確保を目指して事業を進めてまいります。今後も生活していくうえでの基盤であります飲料水の安定供給に努めてまいる所存です。

ボランティア活動の環境整備について

いきいき健康福祉センター内にボランティアコーディネーターの事務所を設置しました。活・活西桂重点施策に掲げた人間性に富んだ人づくりに関しては、その施策がまだまだ不十分であると認識しておりますので、具体的事項を検討し対応してまいりたいと考えております。

いっぱん 質問

町政を問う　ここが聞きたい！！

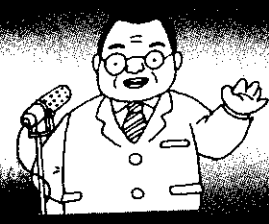

Q 倉見区内桂川右岸富士見公園下流の河川管理道の整備は

A 住民の要望、関係者のご理解があれば、年次計画で取り組みたい

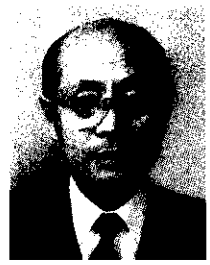

牛田　茂　議員

Q 地域社会におけるジョギング・サイクリング等生活道として農道の共用の実態から、地域要望である倉見区内桂川右岸、富士見公園を経由平成橋上までの道路整備のお考えは。

A 町長 町内で気が付いた点は私から担当課に指示をしているところであり、振興課には夏場の前にサイクリングロードや各町道の草刈りを実施して、少しでも歩きやすいように気を配っているところである。

この道は、散歩・ジョギングをする道として、自然が残っていている土も草もある昔ながらの道らしい道だなと感じた。私はこの道については西桂のふるさとの道として、できることなら残しておいた方がいいのではないかと実感した。

しかしながら地域の要望が強ければ、また危険個所がある所は手当をしていかなければならない。関係者の協力が得られると言うのであれば、年次計画を立てながらできうる限り努力をしてまいりたい。

Q 農業振興のために農道を整備する施策が今ま続いてきた。そういう時代でないと感じるが。

A 町長 町の道路幅は基本的に5メートルにしていきたい。地権者また川の周辺の人達の強い要望があれば、整備を考えてきたい。

溝下農道（倉見区内桂川右岸管理道）の現状

Q 渡場川取水口に土砂が堆積 用水確保のため整備が必要

A 耐用年数が過ぎていない 町で土砂の撤去に努める

Q 渡場川においては幹線としての下流域は整備されたが、桂川右岸の取り入れ口が台風及び水害が発生する都度、土砂が堆積し、その折に町に土砂の撤去をお願いしている現状である。近年家庭排水による公衆衛生問題も大きくなり、災害が発生した場合等、水利が止まる事を危惧する。

同地域の穴口取水口及び都留市境地域いずれも防衛庁関係にお願いし完成されており、同様の対策により改修が可能か。

渡場川取水口の現状

A 町長 同取水口については昭和47年に防衛庁所管の障害防止工事として整備されたものと聞いている。過去確かに2年に一度くらいの割合で異常水位による土砂が堆積するとのことである。町では平成6年度に堆積した土砂を早急に取り除くために、重機が桂川に入れるよう進入路を設置した。水門自体は耐用年数30年が過ぎていないので、事業化は困難であると県に確認しており、今後も土砂の取り除きにより水量の確保に努め、農業・生活に支障がないようにしていきたい。

議会用語三二辞典

◇地方公務員法第１条

この法律は地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の…略…勤務条件…略…確立することにより、地方公共団体の…略…民主的かつ効率的な運営を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する…略

◇地方公務員法第15条

職員の任用（町長が職員を特定の職につけること）は…略…勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

◇地方公務員法第40条第１項

任命権者（町長）は、職員の執務については定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

Q 町民グランド東側町有地が利用されていないのは

A 地形的に整備が必要であるので県の整備終了後、有効利用を検討

Q 同地については取得後数年が経過しており、いまだに計画がなされていない。数年前進入路も完成しておる現状で、早期に粗造成をされ駐車場としての利用は。また急傾斜地崩壊事業がなされた後に、別な計画があるのか。

A 町長 同地は、体育館を作るために買ったという報告を受けている。しかし今すぐ土地を造成すると支障が出るので、都留土木事務所に災害防止を要望していた。平成9年度に調査委託費を計上し、地形測量を行うことになっており、事業名称については、荒廃砂防山腹工事として行う予定と聞いている。完成後の状況を見て、駐車場等の利用も配慮していきたい。

Q 町有地は、取得時点でただちに有効利用を図る必要がある。他にも何カ所かそういう町有地があるわけで、町有地を早期に有効利用をすることが、町長の掲げる少ない予算で効率高い行政に通じるのでは。

A 町長 ご指摘のように、町有地は何に使うか決めて取得しなければならない。今後の町有地取得には利用目的をはっきりしたものに、私はしていきたい。

町有地（写真左後方の林）の現状

Q 役場職員への綱紀粛正内容は勤務成績による人事管理の方法は

A 私が直接職員に規律厳正を指示した勤務評定を記載した人事台帳を整備

Q 自治体職員の人事管理は、能力主義・実績主義により実施し、信賞必罰の姿勢が基本で、職員の勤務評定は、職務を通じて貢献度を判定するものである。仮に町長の主観的裁量で行われているとするなら、昇給や昇格は単なる年功序列型で実施され、地方公務員法（以下法）第15条に反することになる。そこで法40条1項の職員の勤務の評定を具体的に提案するので所見を伺うとともに、所信で述べた綱紀粛正の内容を明らかにされたい。

実際の評定は①担当課長、②その上司が二次評定、③町長の結果の認証。

評定の要素は職務の遂行に必要な条件をもれなく簡素に定め、職位に区分して、

1、一般職員は、勤勉さ・正確・理解力・規律・研究心・協調性・積極性

2、係長職は、勤勉さ・企画力・統率力・研究心・正確・協調性・渉外力

3、課長職は、勤勉さ・知識・企画力・統　率力・判断力・渉外力・協調性・責任感とされている。

以上町長は勤務評定の結果を職員の身分の取り扱いの資料とし、さらに評定を継続的に行うことによって、貴重な人事記録となる。

A 町長 地方公共団体の職員の身分は法1条に明記されており、町は県の指導を受け条例、規則も整備され、運用・管理をしているところである。人事記録台帳をより効率的な台帳に整備し、勤務評定状況も記載していく考えである。

職員には意識改革を促し、資質向上を図っているところでありその実践として、職員全員一人一人が当番で3分間スピーチを行って、朝礼を実施、窓口・電話対応・サービスの改善、また町民への接遇態度の改善を行った。また職員の適材適所の方向性を見いだすために、私と職員一人一人との対話を行った。その中で服務規律厳正についても話をしてきたところである。

職員の努力・勤勉さを人事管理面に生かし、企業感覚の中で対応していきたい。

(調査) 役場庁舎改修計画は

(結果) 町長室を2階に、役場東側別館2階は小会議室に

本件に関しては、委員会として概ね適正な計画と考える。ただし相談に訪れる住民と職員が接する部屋は、プライバシーが守られるとともに密室にならないよう配慮するとともに、移転する町長室は、来庁する住民代表者と町長が接するのにふさわしい部屋となるよう配慮する必要があることを指摘する。

総務課説明　役場改修については、平成9年度の予算化に向けて計画を立てていく。案としては

1、OA化機械（プリンター、印刷機、コピー機、シュレッター）の部屋は、現在の印刷機部屋と町長室を併せて広さを確保。

2、来客者の相談室は現在の応接室を改修する。

3、上下水道係に対する事務所確保は、利害関係が発生しやすい係ということで、庁舎1階事務所に設置予定である。

4、1階に町長室・応接室が無くなるため、2階和室を改修し、総務課の一部と一緒に移る予定。

5、OA化機械が設置されるので2階の展示室に、担当の企画課が移る。

別館に会議室を設置 町民の利用も可能

また役場庁舎東側別館については、

1、現状2階の和室・洋間の壁を取り除き、小会議室を設置し、現状の役場庁舎2階和室の機能を引き継ぐものとする。

2、2階にもう一つ和室があるので、役場地下に保管してある大量の法律関係の書籍をならべ、役場関係者の閲覧場所にと考えている。

3、1階は倉庫として利用し、農業関係の機械器具、上下水道関係の器具等を保管する予定である。

4、1階に小さな倉庫もあるので、非常災害用の倉庫として利用する。

問　残った1階の応接室は、部屋を仕切る壁を取り払いなるべく個室にならないよう配慮が必要である。

総務課答　壁はガラス張りとして、通常は利用していない状況が外からも分かるようにする。見られることに不都合がある場合はブラインドで仕切る計画である。

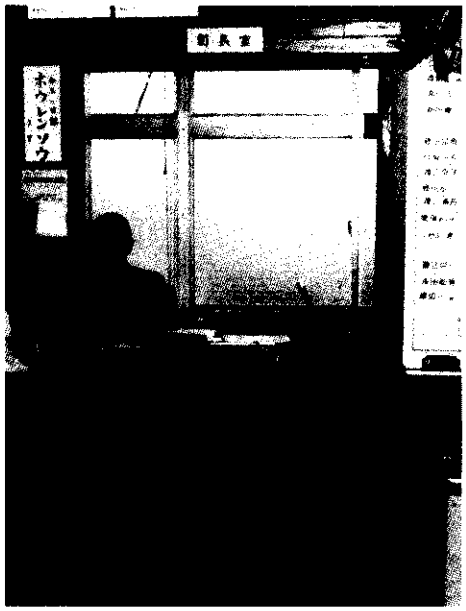

前田町長が執務する現状の町長室

役場東側別館及び駐車場

審議案件

【承認】1件
◎承認11　専決処分事項の報告（平成8年度西桂町一般会計補正予算4号議定）

【条例】2件
◎議案28　西桂町職員給与条例の一部改正
◎議案29　西桂町行政手続条例の制定

【予算】4件
◎議案30　平成8年度西桂町一般会計補正予算5号議定
◎議案31　平成8年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算1号議定
◎議案32　平成8年度西桂町簡易水道特別会計補正予算1号議定
◎議案33　平成8年度西桂町三ツ峠グリーンセンター事業特別会計補正予算1号議定

12月定例会日程

4日　議会運営委員会（運営方法決定）
13日　本会議開会
会議録署名議員指名
会期の決定
町長所信表明・町長提案理由一括説明
（承認11、議案28～33）
上程議案に対する質疑
総務委員会付託
休会議決
本会議散会
連合審査会（付託議案審議）
総務委員会（所管事務調査）
建設文教委員会（所管事務調査）
20日　本会議再開
会期中の委員会事務調査報告（総務委員会、建設文教委員会）
付託議案総務委員長報告（承認11、議案28～33）
質疑・討論・採決（全議案可決）
一般質問（牛田議員）
閉会中の委員会継続調査議決（総務委員会、建設文教委員会、議会運営委員会）
本会議閉会

ふるさと不思議発見

「さいのかみ」とは

資料提供　教育委員会

1月15日、小正月を過ぎると正月気分が抜ける。また小正月は「女の正月」とも呼ばれ、正月中に忙しかった女性たちがゆっくりする日だともいう。小正月を前後して町内で行われる行事がその節目となる。「ひいちん」を飾った「さいのかみ」のご神木を立てたり、各家庭で正月に使った松や飾り物を集めて燃やす「どんどん焼き」は、正月最後の行事として、特に上町・下暮地で盛大に行われる。

これら小正月の行事には子供が多く参加する。子供の多くは行事のいわれもあまり知らないで参加していると思う。今回はこの行事の不思議を調べてみたい。

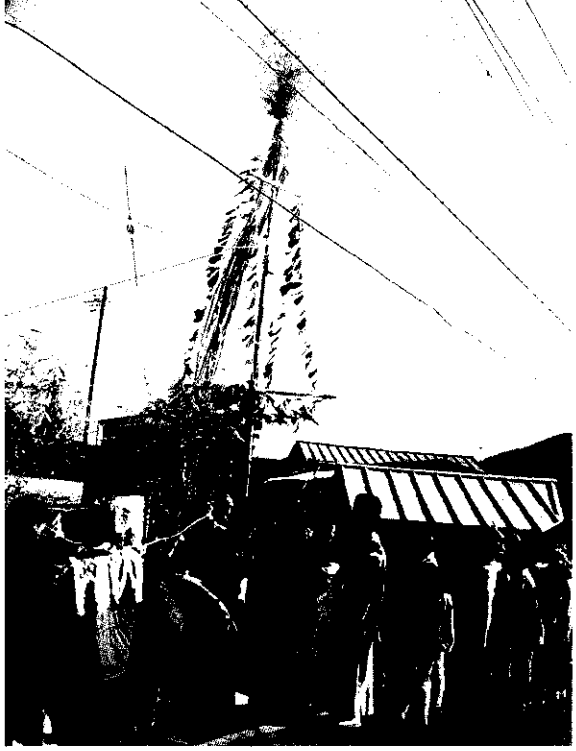
さいのかみの神事（上町横道ご神木）

◆「ひいちん」とは

「さいのかみ」のご神木に飾るために各家庭で「ひいちん」を作るが、その後1年間玄関口に飾っておくのはなぜであろうか。

この「ひいちん」は、四角の布を三角の袋に縫い、中にモミガラを入れたもので、本来は厄年の人が「さいのかみ」に奉納する。ご神木を片付ける時に世話人より各家庭に配られ飾られる。魔よけになるという。また奉納した厄年の人も「ひいちん」がもらわれることにより、厄がおちるという。

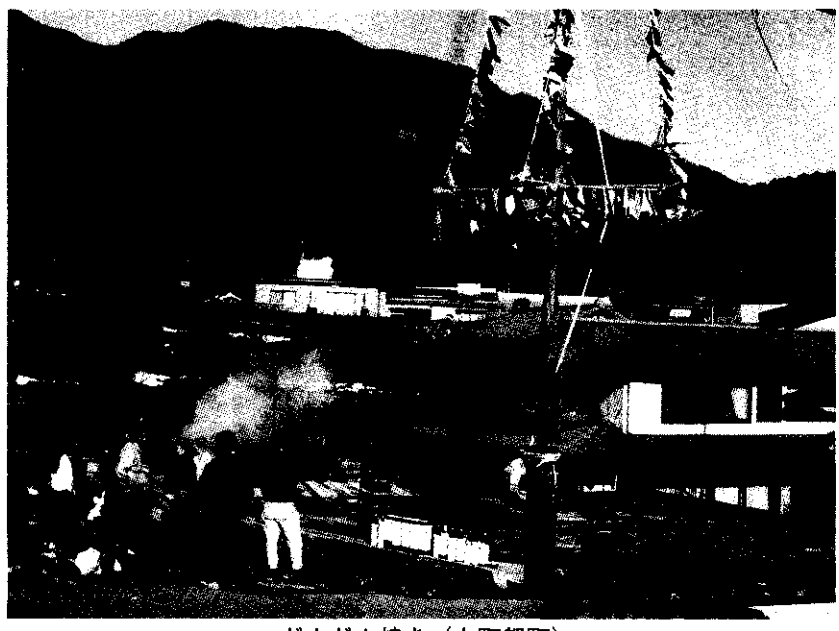
どんどん焼き（上町都町）

◆「さいのかみ」とは

町内では「さいのかみ」は「道祖神（どうそじん）」ともよばれ、道教えの神として旅人を災難から守り、道路での事故から人々を守ってくれる。またお産の神・農業の神ともいわれている。

ご神木の多くは「さいのかみ」の石碑が置かれている場所の路上に、13日に立てられる。「さいのかみ」をまつるために行われる。郡内では30年ほど前から立てられなくなったが、上町、下暮地では今でも、写真のように盛大に「ひいちん」をつるしている。16日にはご神木を「おっころばす」と言い、片付けられる。

◆「どんどん焼き」とは

「さいのかみ」のご神木のかたわらで、子供が集まって13日から16日にかけて火をたく。日ごろは火遊びと大人に怒られるが、「どんどん焼き」だけは別である。子供と世話人は各家庭より正月の飾りを受け取り、これを燃やすのである。

書き初めの紙をこの火で燃やすと、字が上手になるという。またこの火にあたると風邪をひかないという。団子をあぶって食べると虫歯にならないともいう。また「どんどん焼き」のかたわらでは太鼓をたたき祭りを盛り上げる。

あなたの声をひろばへ
TEL 25－2121
FAX 20－2015
必ず氏名、連絡先を

議会のうごき

96・10月

14日 議会広報編集委員会（議長、委員）
15日 議会運営委員長県外研修（委員長16日迄）
17日 高山良策展絵画コンテスト審査会（副議長）
22日 県町村議会議長会役員県外視察研修（議長、24日まで）
25日 議会広報編集委員会（議長、委員）
27日 西桂町遺族会慰霊祭（全員）
29日 愛ちゃんの卓球教室（議長）
30日 小学校通学路変更打ち合わせ会（正副議長、建設文教委員長）
31日 議会広報発行
町村議会議長特別セミナー（議長1日迄）

健康づくりのつどい（愛育班インタビュー）

消防初出式（器具点検）

神社初詣でマラソン（スタート直後）

成　人　式（YLO会館にて）

11月

3日 西桂町文化祭（全員）
高山良策展絵画コンテスト（全員）
4日 西桂町健康づくりのつどい（全員）
8日 富士山シンポ（全員）
19日 消防ポンプ自動車購入のための工場中間検査（消防委員）
20日 町村議会議長全国大会（議長）
27日 議会広報委員長県外研修（副議長、委員長、28日まで）

12月

6日 商工会永年勤続優良従業員表彰式（全員）
18日 そばの会（全員）
23日 新型消防ポンプ自動車カギ引き渡し式（正副議長、消防委員、広域議員、総務委員長）
24日 議会広報編集委員会（議長、委員）

97・1月

1日 初詣マラソン（議長）
5日 消防初出式
15日 成人式（全員）

編集メモ

▲新しく迎えた年もあっという間に小正月が過ぎ、この「議会だより」が皆様のお手元に届く頃は「節分」の頃だと思う▲2月は冬から春へ季節の移り変わる月である。その分かれ目が節分である▲節分に豆をまく行事は各地で行われているが、冬の終わりのこの日に、1年間の邪気を追い払って、心も新たに春を迎えようというのであろう▲立春を過ぎてからのこの地方の寒さはまた格別である。むしろ2月から3月にかけての方が大雪が降ることが多い▲厳冬の中、十分健康にご注意を▲「議会だより」15号発行にあたり、より親しまれる広報をめざし新しい企画を取り入れた。投稿をお待ちしています。高尾嘉一

編集委員長　高尾　活式
副委員長　滝口　憲一
委　員　渡辺英一郎
委　員　小林　隆芳
委　員　高尾　嘉一